

暮らしやすいまちに――

子どもや若者も参加する

元気なまち

「はつかいちが好き！」
と言える
住み続けたいまち、
住んでみたいまち



まちづくりの主役は、市民です 今こそあなたの出番です！

あなたは、何をやりたいですか。

わたしは

.....

.....

.....

市民は

- 暮らしの中で得た知識、技能などを、積極的に生かしましょう。
- 自分のできるときに、できる範囲でまちづくりにかかわりましょう。
- この条例が、廿日市市の実情にあったものであるよう、見守り、育てていきましょう。

※まちづくりにかかわらないことを理由に不利益な扱いを受けるものではありません。

市は

- 市民との信頼関係を築きながらまちづくりを進めます。
- 市民、まちづくり活動団体の活動を、さまざまな形で支援します。
- 市民の期待に応えられる職員を育成します。

協働によるまちづくり基本条例は、市民とともに制定しました

平成22年度 条例素案の検討（仮称）まちづくり基本条例検討市民委員会



市民30人で構成する検討市民委員会に市職員も加わり、条例の内容となる条例素案を作成しました。
検討の最終段階では、より多くの市民の意見を反映して議論を深めるために、5地域6会場で意見交換会（市民ミーティング）を行いました。

平成23年度 条例原案の検討（仮称）まちづくり基本条例起草委員会

前年度まとめた条例素案をもとに、検討市民委員会から互選された市民6人と市職員などで、条文と解説の案である条例原案を作成しました。
平成23年11月28日、一年半にわたる市民組織における検討結果を条例素案として市長へ提言しました。



平成24年1月～3月 パブリックコメント、条例案の完成

条例原案について、広く市民のみなさんの意見を聴くためにパブリックコメント（意見募集）を行い、その意見を反映して条例案を完成させました。
条例案は、平成24年3月の市議会定例会で可決されました。

平成24年4月1日 条例の施行

廿日市市協働によるまちづくり基本条例を施行しました。

条例について詳しく知りたい方は

- ① お近くの市民センターにお越しください。
- ② 市のホームページをご覧ください。
条文ごとに内容を説明した逐条解説書や、取り組みの経緯などをご覧ください。

条例の内容についてもっと詳しく知りたい方は

- ③ 市役所にご連絡ください。
市職員が、市民のみなさん（町内会・自治会、まちづくり活動団体、グループなど）のところに伺い、条例の内容や協働によるまちづくりなどをテーマに、説明と意見交換を行います。
詳細は担当へお問い合わせください。

廿日市市 自治振興部協働推進課

〒738-0014 廿日市市住吉二丁目2番16号
電話 (0829) 32-3810 F A X (0829) 32-3742
E-mail kyodosuishin@city.hatsukaichi.hiroshima.jp
ホームページ <http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>

協働によるまちづくり 基本条例ができました



廿日市市

つながりを大切にした

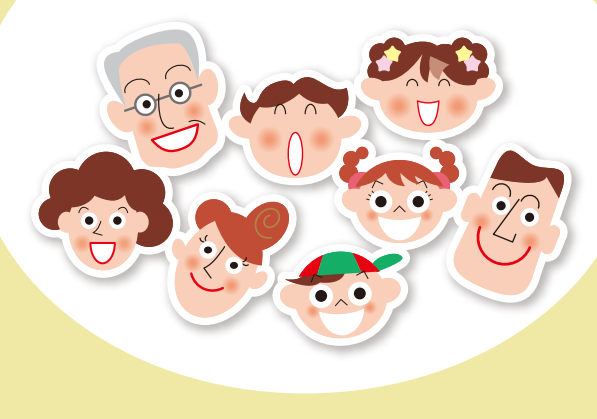
地域特性や資源を生かした

魅力あるまち



和みがあってあたたかい

笑顔あふれるまち



困った時は互いに支援し合える

つながりのあるまち



安心して安全に
暮らせるまち



なぜ、
協働による
まちづくり？

？

少子高齢化や人口減少、地域課題の多様化、分権型社会の進展など、社会は変化を続けています。こうした状況に対応し、暮らしやすい地域社会を次の時代につなげていくためには、多くの人がまちづくりにかかわり、互いにつながりながら力を発揮することが大切です。

みんなの意識を合わせ、さまざまな知識や技能などを持ち寄って、暮らしに身近な生活課題の解決に取り組むことで、まちの暮らしが良くなります。また、それがみんなの生きがいや満足感にもつながると考えています。



この条例で
何が変わるの？

？

条例を制定するだけでは、何も変わりません。みんなでつながりながら、まちづくりを進めていくことで、暮らしやすいまちが実現します。

条例には、市民と市が何をすればよいかを書いています。まちづくりに参加しようという気持ちを応援し、活動を支える条例です。



みんなで連携・協力し「はっかいちが好き!」と言えるまちに!!

基本原則 (第3条) “協働によるまちづくり”を進める上で大切にすべき基本的な考え方

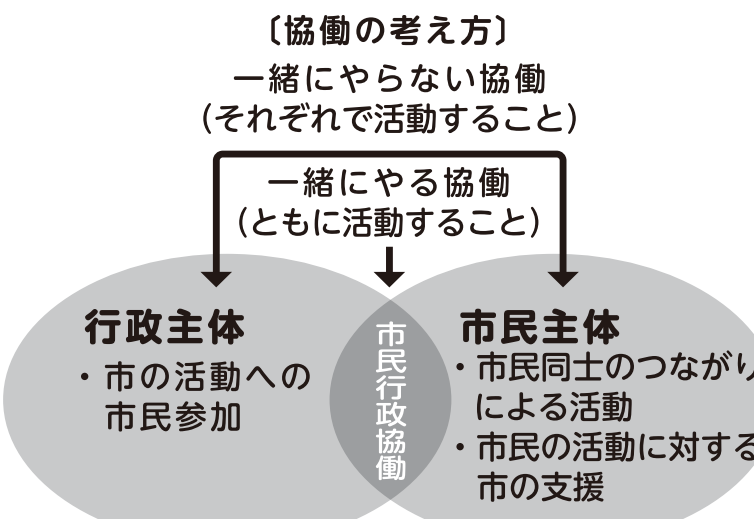
- ① 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- ② 互いの自主性を尊重します。
- ③ 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- ④ 地域性を大切にします。
- ⑤ 情報の共有を図ります。
- ⑥ 互いに信頼関係を築きます。
- ⑦ 次代につながる人づくりをします。

まちづくりとは (第2条第1号)

みんなが暮らしやすい豊かな地域社会をつくるための公共性を持った取り組みをいいます。

協働とは (第2条第5号)

市民と市がお互いを理解し、信頼関係のもとに協力し合うことをいいます。



出典：自治基本条例のつくり方(松下啓一著)から、一部引用

市民 (第2条第2号・第4条)

市内に住所がある人、事業者や市内で働く人、学ぶ人、まちづくり活動を行う人・団体

役割

- ・自らがまちづくりの担い手であることを認識し、周りのことに興味や興味を持ちましょう。
- ・暮らしの中で得た知識、技能などをまちづくりに積極的に生かしましょう。

自分たちのまちのために、経験を生かしてみよう!

まちづくり活動団体 (第2条第3号・第4条)

町内会・コミュニティ推進団体・区など、地縁のつながりによる活動団体と、福祉・文化・環境などのテーマで活動する団体

役割

- ・より多くの人が参加しやすい環境をつくりましょう。
- ・人と人、団体同士のつながりをまちづくりに生かしましょう。

みんな、いろいろ頑張ってるなあ。私もなにかできるかな?



市民

市(行政)

特性を生かしたまちづくり (第7条・第8条)

これまで培ってきた地域性や、さまざまな知識、技能など得意なことを生かしながら、まちづくりを進めましょう。
情報共有、課題解決などのために「円卓会議」を開催し、対等な立場で話し合ひましょう。

情報発信による信頼関係づくり (第9条)

互いの活動を理解し合うために、まちづくりに関する情報は、受信者の立場に立って発信し、共有するよう努めましょう。

人づくり (第10条～第14条)

まちづくりにかかわる人材を発掘、育成しましょう。とりわけ、子ども、若者などを育成しましょう。

評価及び支援 (第15条・第16条)

市民は、自らの活動を振り返り、次の活動に生かすよう努めましょう。
市は、市民が行うまちづくり活動を評価し、必要な支援を行います。

まちづくり活動団体

事業者

市(行政) (第2条第4号・第5条)

責務

- ・総合的、計画的に施策を実施します。
- ・まちづくりに関する課題、要望などに適切に対応できるように組織運営を行います。
- ・市民が積極的にまちづくり活動に取り組めるよう環境を整備します。

市の職員

責務

- ・能力や資質の向上に努めます。また、職務以外でも、まちづくり活動への積極的な参加に努めます。

私たちも企業活動を通じてまちづくりに貢献しよう。



事業者 (第2条第2号イ・第4条)

役割

- ・まちづくり活動への参加や支援、地域経済の活性化、雇用創出などにより、地域活性化に貢献しましょう。

つながりを大切にした
暮らしやすい豊かな
地域社会をめざして

(第1条)

みんなで楽しく
やろうっ!



みんなで条例を見守り育てます。

協働によるまちづくり推進計画 (第6条)

市長は、すべての部署において、協働の理念のもとにまちづくりを進めるため、推進計画を策定します。

協働によるまちづくり審議会 (第17条・第18条)

市民の目線で、条例の運用状況を見守り、実効性を確保するために、「協働によるまちづくり審議会」を設置します。

◆審議会の主な仕事

協働によるまちづくりの実施状況の評価、施策の改善、条例の見直しなどについて、市長の求めに応じて調査・審議します。

◆委員構成と任期

公募委員やまちづくり活動団体から推薦された委員などで構成し、任期は3年です。

実施状況の検証・見直し (第19条・第20条)

毎年、協働によるまちづくりの実施状況を検証し、公表します。
4年を超えない期間ごとに、条例の改正が必要かどうかを検討し、必要があるときは条例を見直します。